宅地造成等規制法について

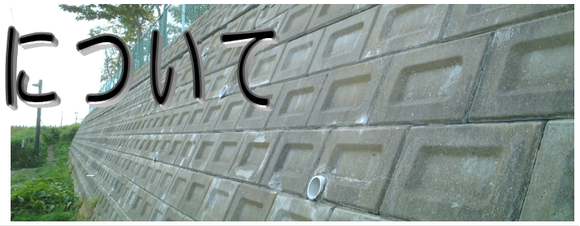

宅地造成等規制法の目的

この法律は、宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、宅地造成に関する工事等について必要な規制を行い、国民の生命及び財産の保護を図ることを目的としています。

そのため、宅地造成に伴い災害が生じる恐れのある区域（宅地造成工事規制区域）内において行われる一定規模以上の宅地造成に関する工事については、釧路市長の許可が必要になります。

「宅地造成工事規制区域」

釧路市においては、山坂の多い橋南地区を中心に宅地造成工事規制区域が指定されています。
詳しくは「宅地造成工事規制区域指定図」をご覧下さい。

許可が必要なのはどんな工事？

宅地造成工事規制区域内で以下のような工事を行う場合は、釧路市長の許可が必要になります。

1．切土をすることによって、２ｍをこえるがけを生じることとなるもの。
※１

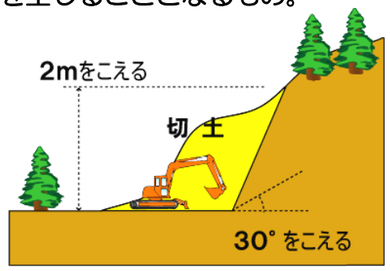

2．盛土をすることによって、１ｍをこえるがけを生じることとなるもの。

3．切土と盛土を同時にする場合、２ｍをこえるがけを生じることとなるもの。
※１

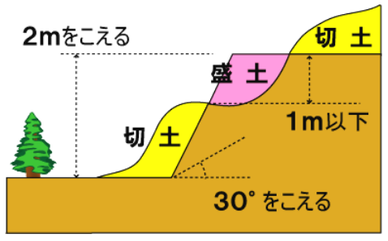

4．切土又は盛土をする土地の面積が５００㎡をこえるもの。（整地を含む）

※１　地表面が水平面に対し３０°をこえる角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

対象となる土地は？

農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、その他公共施設用地（砂防施設、港湾施設、鉄道施設、学校、運動場、墓地等）以外の全ての土地が対象となります。

つまり、住宅敷地に限らず駐車場や資材置場等でも、
この法律の対象となります！

どんな規制がかかるの？

主な規制内容は・・・

- **擁壁の設置**　（施行令第５条）
  切土又は盛土をした土地の部分に生じるがけ面は、擁壁でおおわなければなりません。
- **擁壁の構造**　（施行令第６条）
  鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造、国土交通大臣が認定したものでなければなりません。
- **排水施設**　（施行令第１３条）
  切土又は盛土をする場合、雨水その他の地表水を排除することができるように、排水施設を設置しなければなりません。

届出が必要なもの

1．規制区域の指定の際、当該規制区域内において行われている宅地造成工事
→ 指定があった日から２１日以内に届け出る。

2．規制区域内の宅地において、高さが２ｍを超える擁壁又は雨水その他の地表水を排除するための排水施設の全部又は一部の除却の工事。（許可が必要な場合を除く。）
→ 工事に着手する日の１４日前までに届け出る。

3．規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した場合。（許可が必要な場合を除く。）
→ 転用した日から１４日以内に届け出る。

設計者の資格について

宅地造成に関する工事で以下のものについては、設計者の資格が必要になります。

1．高さ５ｍをこえる擁壁の設置
2．切盛りする土地の面積が１５００㎡をこえる土地における排水施設の設置

宅地造成等規制法の詳しい内容・申請手続については、釧路市住宅都市部都市計画課までご相談ください。
ＴＥＬ０１５４－２３－５１５１　（内線）４２４２